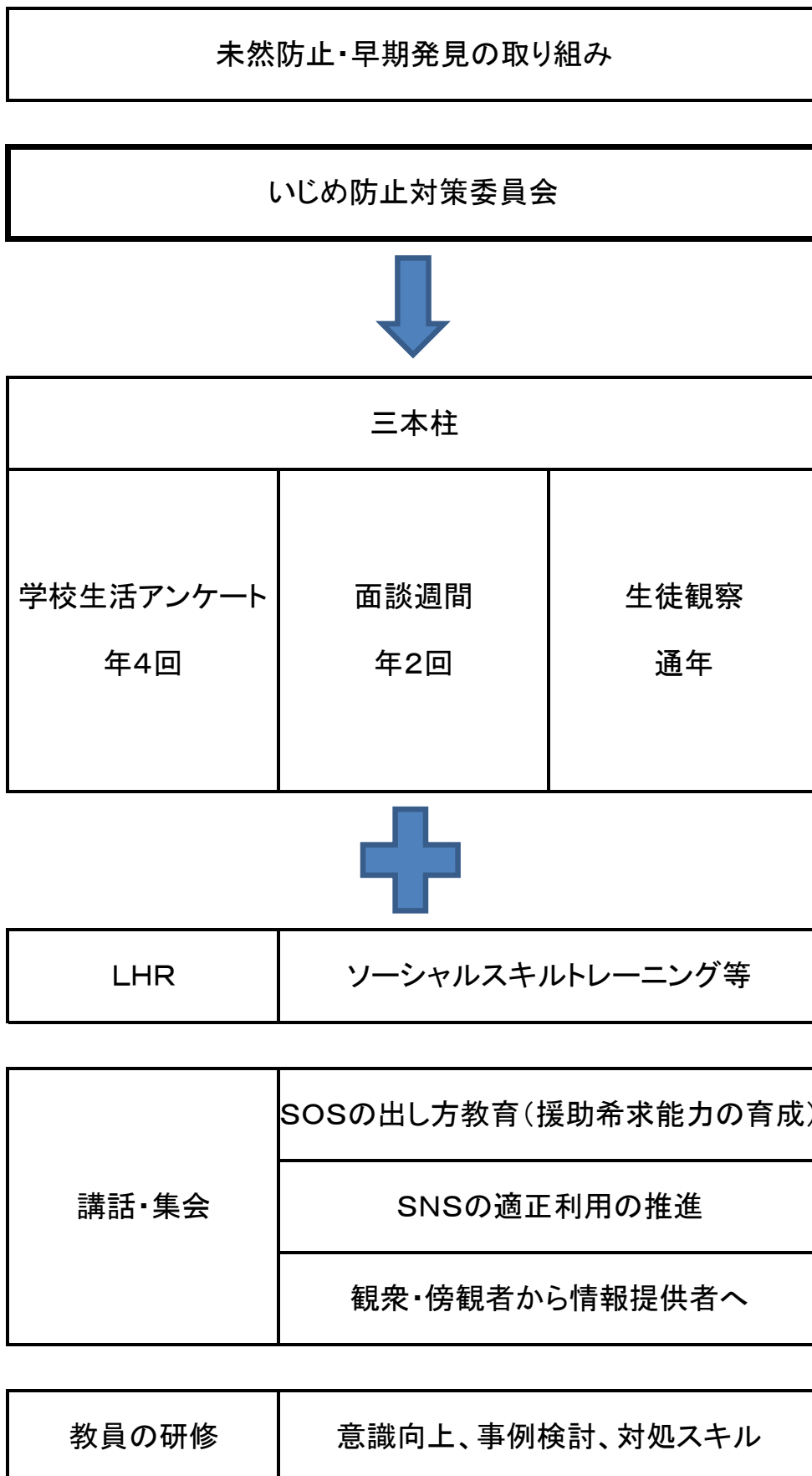
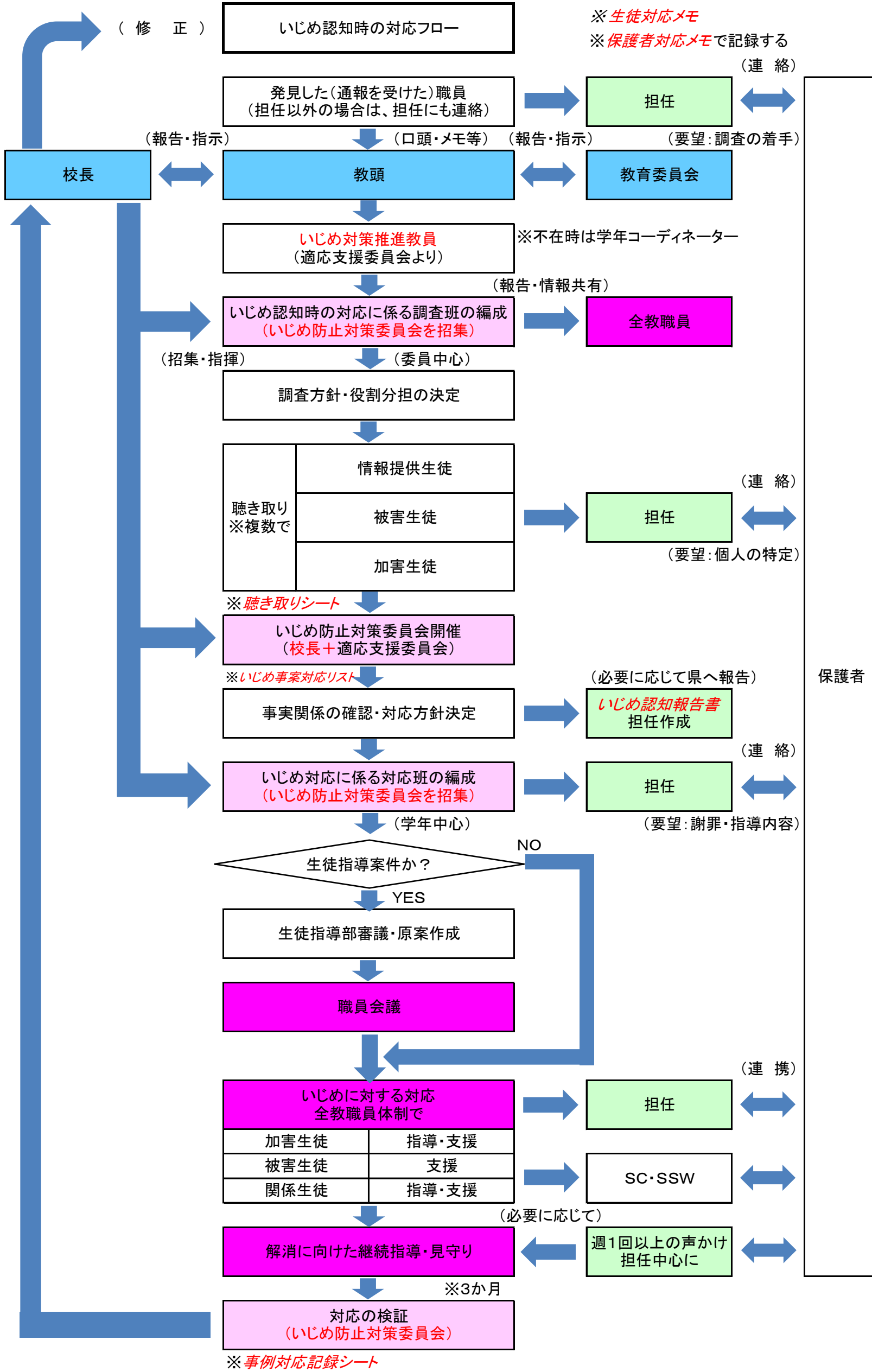


令和6年4月1日

いじめ等対応フロー①

塩沢商工高等学校





重大事態発生時の対応フロー

【重大事態とは】

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(自死を企図、重大な障害、金品等に重大な被害、精神性の疾患を発症など)
- ②いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(年間30日を目安、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する)

いじめの認知

「いじめ防止対策委員会(校長+適応支援委員会)」を中心として、組織的に対応する。

- いじめの情報の収集と記録
- いじめの情報の迅速な共有
- 関係ある生徒への事実関係の聴取
- 保護者との連携
- 支援の体制・方針の決定
- ※いじめ認知時の対応フロー参照

